

諸費用内訳書

本書面は、【フラット35】規定上含めることのできる諸費用部分までお借入れをご希望される場合に、事業者ご担当者様が作成し、ご提出ください。別途、資金計画書等をご提出いただく場合には、本書はご提出不要です。

借入の対象となる諸費用	金額	金消契約時にご確認 させて頂く書類（※1）
(1) 土地・建物の仲介手数料	円	請求書、領収書
(2) 登録免許税、司法書士・土地家屋調査士への報酬 登録免許税、表示・保存登記、抵当権設定登記、地目変更などに伴う費用（※2）	円	司法書士、土地家屋調査士が発行する見積書
(3) フラット35融資手数料・プラスワン融資手数料（※3）	円	弊社にて確認
(4) 火災保険料	円	保険会社発行の見積書もしくは火災保険申込書
(5) 金銭消費貸借契約に伴う印紙代 弊社フラット35、プラスワン	円	弊社にて確認
(6) 既存住宅売買瑕疵保険に要する費用 中古住宅のみ	円	申請書、請求書、領収書
(7) インスペクション（住宅診断）に要する費用 中古住宅のみ	円	申請書、請求書、領収書
合計	円	

《注意事項》

- ※1 金銭消費貸借契約(以下、金消契約)の前までに上記「金消契約時にご確認させていただく書類(写)」のご提出が必要となります。
なお、弊社つなぎ融資(サポートスリー)の土地つなぎ資金に仲介手数料などを含めて希望される場合はそれまでに当該書類の提出が必要となります。
例) 土地売買価額1,000万円。仲介手数料36万円。土地つなぎ融資を1030万円として希望される場合は仲介手数料の請求書又は領収書の写のご提出が必要となります。また、金消契約時にも、提示をしていただく必要があります。
- ※2 固定資産税は含めることはできません。
- ※3 弊社フラット35の融資手数料は、性能評価取得「有」の場合は融資額の0.5%(税込)、「無」の場合は0.8%(税込)となります。
弊社プラスワンの融資手数料は、性能評価取得「有」の場合は3万円(税別)、「無」の場合は5万円(税別)となります。
- ※4 金消契約の際はご提出頂いた、上記「金消契約時にご確認させていただく書類」のお客様控えの確認をさせていただきます。
- ※5 金消契約時の見積書等の確認の後、上記費用が下がるなどの変動が生じた場合はお申し出ください。
その場合、資金実行日が遅れることもありますので、ご注意ください。

(ご記入日) 年 月 日

お申込人		様
事業者名		
ご担当者名		様